

(契約保証金)

第6条 契約保証金は、免除する。

(施設の使用等)

第7条 甲は、乙が委託業務を処理するために要する室を指定し、用具機材の置き場及び甲の必要と認める備品を乙に無償で貸与するものとする。

2 乙は、指定された室及び貸与を受けた備品について、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 乙は、第1項の貸与備品について台帳を備え記録するものとする。

4 乙は、委託期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、速やかに指定された室を原状に回復し、明け渡さなければならない。

5 乙は、貸与を受けた備品が不用となったときは、速やかに甲に返還しなければならない。

(経費負担区分)

第8条 委託業務の処理に必要な器具及び消耗品は、乙の負担とする。ただし、次の経費については甲の負担とする。

(1) 光熱水費

(2) その他、甲が必要と認めるものの購入費等

(従業員の雇入れ)

第9条 乙は委託業務を処理するため、必要に応じ、乙の責任において従業員を雇い入れることができる。

2 乙は、従業員を雇い入れたときは、その氏名及び年齢並びに住所を甲に通知しなければならない。従業員に異動があったときも同様とする。

3 乙は、ひろしま国際プラザ内で業務に従事する従業員に一定の制服及び名札を着用させるほか、乙の発行する身分証明書を常時携行させ、乙の従業員であることを明確にしなければならない。

4 乙は、従業員の身元、風紀、衛生及び就業規律の維持並びに作業上の安全について一切の責任を負う。

5 従業員を雇い入れたことにより生ずる一切の債務は、乙の負担とする。

(実績報告書の提出)

第10条 乙は、各年度の委託業務が完了したときは、その完了した日から起算して30日以内に、別記様式第1号による委託業務実績報告書を甲に提出する。

2 前項に定めるものの他、乙は、各年度の委託業務が完了したときは、別紙仕様書により作成することとされた台帳及び帳簿・書類を速やかに甲に提出するものとする。

(委託料の支払)

第11条 乙は、前条第1項の規定による通知を受けたときは、速やかに別記様式第2号による委託料請求書を甲に提出するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による請求書の提出を受けたときは、当該請求書の提出を受けた日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。
- 3 甲は、前項の規定にかかわらず、乙の請求により必要があると認めるときは、甲の定める概算払計画に従い、委託料を概算払することができる。
- 4 乙は、委託料の概算払を請求しようとするときは、別記様式第2号による委託料（概算払）請求書を甲に提出するものとする。
- 5 乙は、既に支払いを受けた委託料が前条の委託料の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

（委託業務の変更，中止等）

第12条 甲は、必要があると認めるときは、書面をもって乙に通知し、委託業務の内容を変更し、又は委託業務の全部若しくは一部の実施を一時中断することができる。

- 2 前項の場合において、委託期間又は委託料を変更する必要があるときは、当該変更事項について甲及び乙が協議してこれを定める。

（損害の負担）

第13条 乙は、委託業務の実施につき第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、委託業務の実施につき生じた損害は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙が負担するものとする。

（契約の解除）

第14条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が、この契約に違反したとき。
 - (2) 委託業務の実施につき、乙に不正な行為があったとき。
 - (3) 乙が、正当な理由がないのに甲の指示に従わないとき。
- 2 甲は、前項各号に定める場合のほか、必要があるときは、この契約を解除しようとする日の3か月前までに、乙に通知しなければならない。
 - 3 乙は、甲の責めに帰すべき理由によりこの契約を履行することができないと認められるときは、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、この契約を解除しようとする日の3か月前までに甲に通知しなければならない。

（損害賠償）

第15条 乙は、前条の規定によりこの契約を解除された場合には、第4条に定める委託料の額の10パーセントに相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。

- 2 前項の場合において、乙が甲に与えた損害額が同項の損害賠償金の予定額を超えるときは、乙は、同項の損害賠償金のほか、その超える額を甲に支払わなければならない。
- 3 甲は、自己の責めに帰すべき理由によりこの契約を解除し、乙に損害を与えた場合は、実損相当額を損害賠償金として乙に支払うものとする。

(再委託の禁止)

第16条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときはこの限りではない。

(秘密の保持)

第17条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報保護)

第18条 乙は、委託業務の実施に際して甲の保有個人情報（公益財団法人ひろしま国際センターの個人情報保護に関する要綱（平成17年9月1日施行）第2条第2項で定義される「保有個人情報」を指す。以下「保有個人情報」という。）を取扱う業務を行う場合には、次の各号に定める義務を負うものとする。

- (1) 乙の業務に従事する者（再委託又は下請負を行う場合には、再委託の受託者又は下請負人を含む。以下同じ。）に、次の各号に掲げる行為をしないよう遵守させること。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときはこの限りではない。
 - ア 保有個人情報を第三者に提供し、その内容を知らせること。
 - イ 保有個人情報について、業務の履行に必要な範囲を超えて使用、提供、複製又は改ざんすること。
 - (2) 個人情報保護管理者責任者を定めること。
 - (3) 保有個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。
 - (4) 保有個人情報の漏えい、滅失、き損その他本条に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、速やかに甲に報告し、その指示に従うこと。
 - (5) 甲の求めがあった場合には、保有個人情報の管理状況を書面にて報告すること。
 - (6) この契約が終了し、又は解除された後において、速やかに保有個人情報を甲に返却すること又は判読不可能な方法により消去すること。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときはこの限りではない。
- 2 前項第1号の規定については、この契約が終了し、又は解除された後においても、その効力を有するものとする。
- 3 甲は、必要があると認めるときは、乙の事務所等において、保有個人情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。
- 4 乙は、保有個人情報の不適切な管理により甲に損害を与えたときには、その賠償の責めを負うものとする。

(実地調査等)

第19条 甲は、必要があると認めるときはいつでも乙に対し委託業務の実施の状況などの報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

(事務引継の実施等)

第20条 委託業者の変更を要する事由が生じた場合は、乙は、誠実に事務引継を実行するものとする。

2 前項の場合において、これに要する費用は乙が負担するものとする。

(合意管轄裁判所)

第21条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(疑義の解決)

第22条 この契約に定める事項に疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

平成31年 月 日

甲 広島県広島市中区中町8番18号
公益財団法人ひろしま国際センター
会長 池田晃治

乙

委託業務実績報告書

平成 年 月 日

公益財団法人ひろしま国際センター
会長 池田晃治様

住所
名称
代表者職氏名

平成31年 月 日付けで委託契約を締結したひろしま国際プラザ施設管理業務を、次のとおり実施したので報告します。

- 1 業務実施期間 平成 年4月1日から平成 年3月31日まで
- 2 業務実施報告書 別紙のとおり

別紙

委託業務実施報告書

1 業務の内容

2 業務の成果（可能な限り客観的な評価に基づいて、業務毎に具体的な成果と課題改善事項を記載）

委託料（概算払）請求書

¥

ただし、平成31年 月 日付けで委託契約を締結したひろしま国際プラザ施設管理業務に係る経費として上記のとおり請求します。

平成 年 月 日

公益財団法人ひろしま国際センター
会 長 池 田 晃 治 様

住所
名称
代表者職氏名

(単位：円)

委託料の額	既受領額	今回請求額	差 引	備 考

(振込先：銀行名，口座名義人，口座番号)

別表

概算払計画書

支払月	金 額 (円)
平成31年4月	〇, 〇〇〇, 〇〇〇
5月	〇, 〇〇〇, 〇〇〇
6月	〇, 〇〇〇, 〇〇〇
7月	〇, 〇〇〇, 〇〇〇
8月	〇, 〇〇〇, 〇〇〇
9月	〇, 〇〇〇, 〇〇〇
10月	〇, 〇〇〇, 〇〇〇
11月	〇, 〇〇〇, 〇〇〇
12月	〇, 〇〇〇, 〇〇〇
平成32年1月	〇, 〇〇〇, 〇〇〇
2月	〇, 〇〇〇, 〇〇〇
3月	〇, 〇〇〇, 〇〇〇
合 計	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇
支払月	金 額 (円)
平成32年4月	〇, 〇〇〇, 〇〇〇
5月	〇, 〇〇〇, 〇〇〇
6月	〇, 〇〇〇, 〇〇〇
7月	〇, 〇〇〇, 〇〇〇
8月	〇, 〇〇〇, 〇〇〇
9月	〇, 〇〇〇, 〇〇〇
10月	〇, 〇〇〇, 〇〇〇
11月	〇, 〇〇〇, 〇〇〇
12月	〇, 〇〇〇, 〇〇〇
平成33年1月	〇, 〇〇〇, 〇〇〇
2月	〇, 〇〇〇, 〇〇〇
3月	〇, 〇〇〇, 〇〇〇
合 計	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇

概算払計画書

支払月	金 額 (円)
平成33年4月	〇, 〇〇〇, 〇〇〇
5月	〇, 〇〇〇, 〇〇〇
6月	〇, 〇〇〇, 〇〇〇
7月	〇, 〇〇〇, 〇〇〇
8月	〇, 〇〇〇, 〇〇〇
9月	〇, 〇〇〇, 〇〇〇
10月	〇, 〇〇〇, 〇〇〇
11月	〇, 〇〇〇, 〇〇〇
12月	〇, 〇〇〇, 〇〇〇
平成34年1月	〇, 〇〇〇, 〇〇〇
2月	〇, 〇〇〇, 〇〇〇
3月	〇, 〇〇〇, 〇〇〇
合 計	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇
支払月	金 額 (円)
平成34年4月	〇, 〇〇〇, 〇〇〇
5月	〇, 〇〇〇, 〇〇〇
6月	〇, 〇〇〇, 〇〇〇
7月	〇, 〇〇〇, 〇〇〇
8月	〇, 〇〇〇, 〇〇〇
9月	〇, 〇〇〇, 〇〇〇
10月	〇, 〇〇〇, 〇〇〇
11月	〇, 〇〇〇, 〇〇〇
12月	〇, 〇〇〇, 〇〇〇
平成35年1月	〇, 〇〇〇, 〇〇〇
2月	〇, 〇〇〇, 〇〇〇
3月	〇, 〇〇〇, 〇〇〇
合 計	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇

概算払計画書

支払月	金 額 (円)
平成35年4月	〇, 〇〇〇, 〇〇〇
5月	〇, 〇〇〇, 〇〇〇
6月	〇, 〇〇〇, 〇〇〇
7月	〇, 〇〇〇, 〇〇〇
8月	〇, 〇〇〇, 〇〇〇
9月	〇, 〇〇〇, 〇〇〇
10月	〇, 〇〇〇, 〇〇〇
11月	〇, 〇〇〇, 〇〇〇
12月	〇, 〇〇〇, 〇〇〇
平成36年1月	〇, 〇〇〇, 〇〇〇
2月	〇, 〇〇〇, 〇〇〇
3月	〇, 〇〇〇, 〇〇〇
合 計	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇